

小松市感染症自宅療養者支援事業委託仕様書

1 趣旨

この仕様書は、小松市（以下「委託者」という。）が新型コロナウイルス感染症患者のうち保健所から自宅療養の指示を受けた者、及び感染症患者の同居者全員が濃厚接触者として保健所から自宅待機の指示を受けた世帯（以下「自宅療養者等」という。）に対し、外出することなく療養・健康観察することができるよう、食料品や日用品等の自宅への配送（以下「買い物代行サービス」という。）を実施するにあたり、受託者に委託する業務の概要について定めるもの。

2 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

3 履行場所

小松市内で委託者が指定する場所

4 対象者

次のいずれかに該当する自宅療養者等のうち、親族等による支援を受けることができず、買い物代行サービスの利用を希望する者（以下「利用者」という。）

- (1) 新型コロナウイルス感染症患者のうち保健所から自宅療養の指示を受けた者
- (2) 感染症患者の同居者全員が濃厚接触者として保健所から自宅待機の指示を受けた世帯
- (3) その他、特に市長が必要と認める者

5 業務内容

(1) 買い物代行サービス提供の準備

- ①受託者は、利用者からの注文を受け付け、食料品や日用品等を利用者の自宅へ配送ができる体制を整えること。
- ②受託者は、委託者が指定する品目を含む調達可能な100品目以上の食料品や日用品等の商品名及び価格等を記載したリストを作成し、委託者に提出すること。

(2) 買い物代行サービスの内容

- ①委託者は、利用者の決定後、受託者に利用者の氏名、住所、連絡先、サービスの利用期間などの情報（以下「利用者情報」という。）を通知する。食料品や日用品等のリストについては、委託者より利用者へ案内するものとする。
- ②利用者からの注文は電話等により受託者へ直接行うものとし、利用者から注文を受けた場合には、その翌日の17時までに配送すること。
- ③配送にあたっては、回収するの無い段ボールやレジ袋等で梱包し、利用者との接触を避け、あらかじめ利用者と調整した場所に配送すること。また、配送後は速やかに利用者へ架電し、配送完了の旨を連絡すること。なお、電話の非応答や応答に異常を感じた場合には、速やかに委託者に連絡すること。
- ④配送回数は、1世帯あたり3回までとする。ただし、療養期間が10日を超える場合は追加利用を可能とする。

⑤食料品や日用品等の代金（配送に係る手数料を除く）については、療養期間終了後に受託者において利用者から直接徴収するものとする。

6 契約単価

(1) 準備費

一式 25,000 円（税抜き）

(2) 配送手数料

1 件 3,500 円（税抜き）

ただし、1日に2件以上配送する場合は、2件目以降は3,000円（税抜き）とする。

上記金額には、電話代及び梱包・配送等に係る経費等の額を含む。

7 委託料の支払

(1) 支払方法は、毎月出来高払いとする。

受託者は、毎月月末までの利用実績数を集計し、合計数量に契約単価を乗じて得た額を委託料として、翌月10日までに委託者に請求するものとする。

(2) 受託者は、委託料の請求に際して、当該月の利用実績報告書を添付すること。

8 事故の責任

受託者が本事業を実施するにあたり、事故が発生しないよう留意すること。万一、事故が発生した場合には、受託者の責任において解決するものとする。

9 個人情報の保護

本事業により知り得た個人情報の取り扱いについては、契約書内「個人情報特記事項」によること。

10 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義のある事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議して定めるものとする。